

解説

決済法制および 金融サービス仲介法制 に関する改正のポイント

潮見坂総合法律事務所
弁護士 鈴木 正人



2002年弁護士登録。2010年ニューヨーク州弁護士登録。同年から2011年末まで金融庁・証券取引等監視委員会事務局 証券検査課 課長補佐、専門検査官。主に金融機関向けに金融・保険、証券規制・情報等に関する助言、コンプライアンス支援、反社会的勢力対応・マネーローダリング対策、行政対応、M&A、金融関連訴訟などを担当している。

一 はじめに

二〇二〇年六月五日、「金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律」（以下、「改正法」という）が成立し、同月一二日に公布されました。

改正法の主な内容は、二〇一

九年二月二〇日にとりまとめられた「金融審議会 決済法制及び金融サービス仲介法制に関するワーキング・グループ報告」（以下、「WG報告」という）を受けて、金融商品の販売等に関する法律（以下、「金融商品販売法」という）、資金決済に関する法律（以下、「資金決済法」という）などを改正するものです。主な改正内容は、

①金融サービス仲介業の創設（銀行、保険、証券、貸金に係る金融仲介業務の提供のワンストップ化）と②決済法制の見直し（資金移動業、収納代行等、前払式支払手段）です。次からは、それぞれの内容を説明します。なお、本稿のうち意見にわたる部分は個人的見解です。

二 金融サービス仲介業の創設

1 現行法と金融サービス仲介業の創設

現行法では、金融サービスの仲介を行うためには、個別の業態に係る商品・サービスごとに必要なライセンス（銀行代理業、特定保険募集人、金融商品仲介業等）を取得することが必要です。また、これらの仲介を行う際には取扱商品・サービスを提供する金融機関の監督等を受けける所屬制を採用するものがあります。これらに対しては、各業法に基づき許可・登録等の

ライセンスを取得する、各所屬金融機関が定めるルールを遵守するなどが要請され、手続きが煩雑であるとの指摘がありました。そこで、WG報告では、一つの資格により複数業種かつ多数の金融機関が提供する多種多様な商品・サービスを提供する仲介業者に適した業種の創設が提言されました。これを受けて改正法は、金融商品販売法を改正して「金融サービスの提供に関する法律」（以下、「金融サービス提供法」という）という名称とし、金融サービス仲介業や金融サービス仲介業者という類型を創設しました。

2 業務範囲、登録制

改正法は、「預金等媒介業務」、「保険媒介業務」、「有価証券等仲介業務」または「貸金業貸付媒介業務」のいずれかを業として行うものとして「金融サービス仲介業」という概念を定めました（金融サービス提供法一一條一項）。預金、保険、有価証

J A 監査のポイント

―公認会計士監査を振り返って―

一 はじめに

二〇一五年九月に農協法が改正され、二〇一九年一〇月以降の J A 等の監査が全国農業協同組合中央会（J A 全国監査機構）による監査から公認会計士監査に移行して一年が経過しました。制度の対象となった J A 等においては、初めての公認会計士監査を経験されたことと思

います。 J A 等が監査を受けるといった観点では、大きな相違があるわけではありませんが、これまでの J A 全国監査機構の監査で

は会計監査と、いわゆる業務監

査が監査の対象範囲となっていました。公認会計士監査では会計監査のみになりました。リスクアプローチ監査の徹底および処理判断の明確化・文書化等、異なった点も少なからずあったことから、 J A 等での対応については、いずれの J A においてもご苦労された面はあったと思います。

そこで、本稿においては、公認会計士監査の一年間を振り返り、監査を実施していくなかで検討事項が多かった科目等を取り上げるとともに、当年度以降の監査に向けて留意したいポイント

ントを解説していきます。

なお、本稿の意見にわたる部分は筆者の私見であることをはじめにお断りします。

二 J A における監査のポイント

農協法が改正され、 J A 等に公認会計士監査が導入されると決まったときから懸念されていたのが、内部統制の整備と見積

り判断が多い会計処理についてでした。実際、初年度の監査のなかでも、相談事項、検討事項が多かった箇所かと思えますので、まずはこれらについて、記

みのり監査法人
公認会計士 パートナー
宮下 毅

東京都出身。2017年6月まで大手監査法人で監査業務、IPO支援業務等に従事し、2017年7月にみのり監査法人に入所。2016年7月から全国農業協同組合中央会に出向し、J A 全国監査機構の監査サポート業務に従事。現在は、農業協同組合の監査業務を担当。

載していきます。

1. 内部統制

内部統制に関しては、公認会計士監査が内部統制を利用して実施されることから、農協法の改正後から公認会計士監査導入までの期間に整備されてきました。

J A は、信用金庫・信用組合とは異なり、信用事業以外の、共済事業、経済事業を行っており、経済事業のなかでも購買、販売、利用事業等様々な事業を行っていることから、統制の業務フロー、文書化等に多くの時

新連載

相談業務で実践！

組合員の心をつかむ ライフプランサポート

第1回 ライフプランサポートとは



1級FP技能士 CFP® 中小企業診断士

農林中央金庫 室田 弘壽

都市銀行企画部、経済企画庁（現内閣府）出向を経て農林中央金庫入庫。JAバンクの推進・指導業務、JASTEMシステム等を担当し、現在は監査部勤務（CIA・CISA）。JAグループ中小企業診断士会幹事。

※本連載にわたる記述については筆者の私見であり、所属する組織等の見解を示すものではありません。

はじめに

JAバンク中期戦略（二〇一九～二〇二二年度）では、中長期的視野に立って農業・地域に貢献するための四本柱の一つに、「ライフプランサポートの実践」を置き、取組みの一つとして、資産形成・運用提案業務などの相談・提案活動の強化を検討・実践していくこととしていきます（図表1）。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、収入減等の経済的不安等による資産形成のニーズは今後より高まってくるでしょう。また、ニューノーマル（社会変容）を踏まえ、感染防止に配慮して相談業務を行うニーズも恒常的なものになるはずです。このような環境下では、よりの確・効率的に相手の希望するニーズをつかみ、提案を行うスキルが必要となります。そのため、JA職員の皆さんには、行動変革を加速していくことが求められます。

具体的には、渉外担当者とは、「提案活動」に力を入れていきます。窓口担当者は、ライフイベントとセールスにつながる声かけを行い、必要に応じ、渉外担当者と情報連携して、渉外担当者の提案活動につなげていきます。

本連載では、「組合員の心をつかむ」レベルの相談・提案を、よりの確・効率的にするためにはどうしたらよいかというプロセスを、FP（ファイナンシャル・プランナー）としての個人の立場で、わかりやすくお伝えしていきたいと思えます。

1で資産寿命を延ばす
金融庁報告書から

具体的な説明に入る前に、まず、ライフプランサポートの必要性についておさらいしておきましょう。皆さんの記憶にまだ新しいと思いますが、昨年六月に金融庁が金融審議会の市場ワーキング・グループの報告書と